

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 22 年 8 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
一般統計調査の中止通知	3
届出統計調査の受理	4
2 基幹統計調査の承認	5
人口動態調査（平成22年承認）（厚生労働省）	5
3-1 一般統計調査の承認	8
健康保険・船員保険被保険者実態調査（平成22年承認）（厚生労働省）	8
労働安全衛生基本調査（平成22年承認）（厚生労働省）	10
建設資材・労働力需要実態調査（平成22年承認）（国土交通省）	12
能力開発基本調査（平成22年承認）（厚生労働省）	14
北海道法人企業投資状況調査（平成22年承認）（国土交通省）	17
環境にやさしい企業行動調査（平成22年承認）（環境省）	18
国民健康・栄養調査（平成22年承認）（厚生労働省）	19
民間企業の勤務条件制度等調査（平成22年承認）（人事院）	21
機械受注統計調査（平成22年承認）（内閣府）	23
3-2 一般統計調査の中止通知	25
自動車分解整備事業実態調査（平成22年通知）（国土交通省）	25
4 届出統計調査の受理	26
(1) 新規	26
新繊維産業技術センターの整備に関するアンケート（平成22年届出）（愛媛県）	26
大阪府が行う海外ビジネス支援施策に関する調査（平成22年届出）（大阪府）	27
血液製剤使用量等調査（平成22年届出）（兵庫県）	29
鹿児島県観光入込客統計調査（平成22年届出）（鹿児島県）	30
生活必需品買物環境実態調査（平成22年届出）（長野県）	31
彩の国広域消費動向調査（平成22年届出）（埼玉県）	32
産業デザイン力実態アンケート調査（平成22年届出）（愛知県）	33
健康資源・環境整備状況調査（平成22年届出）（愛媛県）	35

緑化木生産動向調査（平成22年届出）（愛知県）	36
県民健康実態調査（平成22年届出）（茨城県）	37
宮城県母子世帯等実態調査（平成22年届出）（宮城県）	38
企業における成長分野への進出状況・グローバル化対応と雇用創出の可能性に関する調査（平成22年届出）（東京都）	40
平成22年度市民意識調査「多文化共生について」（平成22年届出）（北九州市）	41
次世代育成支援のための職場環境調査（平成22年届出）（徳島県）	42
分譲マンション実態調査（平成22年届出）（埼玉県）	44
児童生徒歯科保健実態調査（平成22年届出）（千葉県）	46
1歳6か月児及び3歳児歯科保健アンケート調査（平成22年届出）（千葉県）	48
(2) 変更	49
北九州市企業景況調査（平成22年届出・2回目）（北九州市）	49
静岡市労働実態調査（平成22年届出）（静岡市）	50
岐阜県輸出関係調査（平成22年届出）（岐阜県）	51
大阪府労働関係調査（平成22年届出）（大阪府）	52
青森県県民健康・栄養調査（平成22年届出）（青森県）	53
大阪市観光動向調査（平成22年届出・2回目）（大阪市）	55

注1：「届出統計調査」とは、統計法第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。

注2：調査名の後ろの「平成◇年承認」「平成◇年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記されているものである。

基幹統計調査の承認

基幹統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
人口動態調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 日本人の出生、婚姻及び離婚について、月別、年齢（各歳）別及び生年年齢別の集計事項を追加。 外国人の出生、婚姻及び離婚について、年齢（各歳）別の集計事項を追加。	H22.8.20

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H22.8.3	健康保険・船員保険被保険者実態調査	厚生労働大臣
H22.8.4	労働安全衛生基本調査	厚生労働大臣
H22.8.6	建設資材・労働力需要実態調査	国土交通大臣
H22.8.6	能力開発基本調査	厚生労働大臣
H22.8.9	北海道法人企業投資状況調査	国土交通大臣
H22.8.12	環境にやさしい企業行動調査	環境大臣
H22.8.20	国民健康・栄養調査	厚生労働大臣
H22.8.24	民間企業の勤務条件制度等調査	人事院総裁
H22.8.26	機械受注統計調査	内閣総理大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

一般統計調査の中止通知

通知年月日	統計調査の名称	実施者
H22.8.30	自動車分解整備事業実態調査	国土交通大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に通知された一般統計調査の中止について掲載したものである。

○届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H22.8.2	新繊維産業技術センターの整備に関するアンケート	愛媛県知事
H22.8.2	大阪府が行う海外ビジネス支援施策に関する調査	大阪府知事
H22.8.3	血液製剤使用量等調査	兵庫県知事
H22.8.4	鹿児島県観光入込客統計調査	鹿児島県知事
H22.8.5	生活必需品買物環境実態調査	長野県知事
H22.8.5	彩の国広域消費動向調査	埼玉県知事
H22.8.6	産業デザイン力実態アンケート調査	愛知県知事
H22.8.9	健康資源・環境整備状況調査	愛媛県知事
H22.8.10	緑化木生産動向調査	愛知県知事
H22.8.13	県民健康実態調査	茨城県知事
H22.8.20	宮城県母子世帯等実態調査	宮城県知事
H22.8.23	企業における成長分野への進出状況・グローバル化対応と雇用創出の可能性に関する調査	東京都知事
H22.8.24	平成22年度市民意識調査「多文化共生について」	北九州市長
H22.8.24	次世代育成支援のための職場環境調査	徳島県知事
H22.8.25	分譲マンション実態調査	埼玉県知事
H22.8.26	児童生徒歯科保健実態調査	千葉県知事
H22.8.26	1歳6か月児及び3歳児歯科保健アンケート調査	千葉県知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理について掲載したものである。

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H22.8.2	北九州市企業景況調査	北九州市長
H22.8.4	静岡市労働実態調査	静岡市長
H22.8.12	岐阜県輸出関係調査	岐阜県知事
H22.8.18	大阪府労働関係調査	大阪府知事
H22.8.25	青森県県民健康・栄養調査	青森県知事
H22.8.27	大阪市観光動向調査	大阪市長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理について掲載したものである。

基幹統計調査の承認

【調査名】 人口動態調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年8月20日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課

【目的】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の実態を明らかにすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、明治4年の戸籍法の制定を受け、明治5年から始まったものであり、明治31年の戸籍法改正により、内閣統計局で処理されることになった。第二次世界大戦後の一時期は、内閣統計局の後継組織である総理庁統計局において所掌されていたが、昭和22年6月に旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査として位置付けられた後、同年9月に、所管が総理庁から厚生省に移され、現在に至っている。

なお、新統計法（平成19年法律第53号）の施行に伴い、平成21年4月からは、基幹統計調査に移行している。

【調査の構成】 1 - 出生票 2 - 死亡票 3 - 死産票 4 - 婚姻票 5 - 離婚票

【公表】 印刷物及びインターネット（月報（速報）：調査月の約2か月後、月報（概数）：調査月の約5か月後、年報（概数）：調査実施年の翌年6月上旬、年報（確定数）：調査実施年の翌年9月）

【調査票名】 1 - 出生票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）戸籍法の規定に基づく出生の届出を受けた市町村（特別区及び指定都市の区を含む。）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,901 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）出生の発生時点 （系統）厚生労働省 - 都道府県 - 保健所 - 市町村、厚生労働省 - 都道府県 - 保健所を設置する市・特別区 - 保健所 - 市町村

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）毎月

【調査事項】 1. 子の氏名・父母との続柄・男女別、2. 生まれたとき、3. 生まれたところ、4. 子の住所、5. 父母の氏名・生年月日、6. 父母の国籍、7. 同居を始めたとき、8. 子が生まれたときの世帯の主な仕事、9. 子が生まれたときの父母の職業（国勢調査実施年の4月1日～翌年3月31日）、10. 子が生まれたところ及びその種別、11. 体重及び身長、12. 単胎・多胎の別、13. 妊娠週数、14. この母の出産した子の数、15. 出生に立ち会った者

【調査票名】 2 - 死亡票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）戸籍法の規定に基づく死

亡の届出を受けた市町村（特別区及び指定都市の区を含む。）

【調査方法】（選定）全数（客体数）1,901（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）死亡の発生時点（系統）厚生労働省 - 都道府県 - 保健所 - 市町村、厚生労働省 - 都道府県 - 保健所を設置する市・特別区 - 保健所 - 市町村

【周期・期日】（周期）月（実施期日）毎月

【調査事項】 1. 氏名、2. 男女別、3. 生年月日、4. 死亡したとき、5. 死亡したところ、6. 死亡した人の住所、7. 死亡した人の国籍、8. 死亡した人の夫または妻（有無、年齢）、9. 死亡したときの世帯の主な仕事、10. 死亡したときの職業・産業（国勢調査実施年の4月1日～翌年3月31日）、11. 死亡したところの種別（種別、施設名）、12. 死亡の原因、13. 死因の種類、14. 外因死の追加事項、15. 生後1年未満で病死した場合の追加事項、16. その他特に付言すべきことから、17. 施設の所在地又は医師の住所及び氏名

【調査票名】 3 - 死産票

【調査対象】（地域）全国（単位）地方公共団体（属性）死産の届出に関する規程の規定に基づく死産の届出を受けた市町村（特別区及び指定都市の区を含む。）

【調査方法】（選定）全数（客体数）1,901（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）死産の発生時点（系統）厚生労働省 - 都道府県 - 保健所 - 市町村、厚生労働省 - 都道府県 - 保健所を設置する市・特別区 - 保健所 - 市町村

【周期・期日】（周期）月（実施期日）毎月

【調査事項】 1. 父母の国籍、2. 父母の氏名及び年齢、3. 死産児の男女別及び嫡出子か否かの別、4. 死産があったとき、5. 死産があったときの母の住所、6. 死産があったときの世帯の主な仕事、7. 死産があったときの父母の職業（国勢調査実施年の4月1日～翌年3月31日）、8. この母の出産した子の数、9. 妊娠週数、10. 死産児の体重及び身長、11. 胎児死亡の時期（妊娠満22週以後の自然死産）、12. 死産があったところの種別、13. 単胎・多胎の別、14. 死産の自然人工別、15. 自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由、16. 胎児手術の有無、17. 死胎解剖の有無、18. 死産に立ち会った者

【調査票名】 4 - 婚姻票

【調査対象】（地域）全国（単位）地方公共団体（属性）戸籍法の規定に基づく婚

姻の届出を受けた市町村（特別区及び指定都市の区を含む。）

【調査方法】（選定）全数（客体数）1,901（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）婚姻の発生時点（系統）厚生労働省 - 都道府県 - 保健所 - 市町村、厚生労働省 - 都道府県 - 保健所を設置する市・特別区 - 保健所 - 市町村

【周期・期日】（周期）月（実施期日）毎月

【調査事項】 1. 氏名及び生年月、2. 夫の住所、3. 国籍、4. 婚姻後の夫婦の氏、5. 同居を始めたとき、6. 初婚・再婚の別、7. 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯の主な仕事、8. 同居を始める前の夫妻の職業（国勢調査実施年の4月1日～翌年3月31日）

【調査票名】 5 - 離婚票

【調査対象】（地域）全国（単位）地方公共団体（属性）戸籍法の規定に基づく離婚の届出を受けた市町村（特別区及び指定都市の区を含む。）

【調査方法】（選定）全数（客体数）1,901（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）離婚の発生時点（系統）厚生労働省 - 都道府県 - 保健所 - 市町村、厚生労働省 - 都道府県 - 保健所を設置する市・特別区 - 保健所 - 市町村

【周期・期日】（周期）月（実施期日）毎月

【調査事項】 1. 氏名及び生年月、2. 国籍、3. 離婚の種別（種別、請求の認諾又は判決の年月）4. 未成年の子の数、5. 同居の期間（同居を始めたとき、別居したとき）6. 別居する前の住所、7. 別居する前の世帯の主な仕事、8. 別居する前の夫妻の職業（国勢調査実施年の4月1日～翌年3月31日）

一般統計調査の承認

【調査名】 健康保険・船員保険被保険者実態調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年8月3日

【実施機関】 厚生労働省保険局調査課

【目的】 健康保険及び船員保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所又は船舶所有者の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、「健康保険被保険者実態調査」として昭和41年に開始され、以後毎年実施されてきた。

旧政府管掌健康保険（現全国健康保険協会管掌健康保険）及び船員保険の保険者が国から全国健康保険協会に変更になったことに伴い、平成22年度から当該保険を調査対象に含め、調査名についても「健康保険・船員保険被保険者実態調査」に変更した。

【調査の構成】 1 - 健康保険組合管掌健康保険被保険者調査票 2 - 全国健康保険協会管掌健康保険被保険者調査票 3 - 船員保険被保険者調査票

【公表】 インターネット（調査実施年翌年の12月）

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の変更のほか、健康保険組合からのオンライン回答を追加。

【調査票名】 1 - 健康保険組合管掌健康保険被保険者調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）組合 （属性）健康保険組合

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,500 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（一部の項目については、調査実施年10月の1か月間） （系統）配布：厚生労働省 - 報告者、回収：報告者 - 地方厚生（支）局 - 厚生労働省

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年9月下旬～11月30日

【調査事項】 1. 被保険者の状況（1）適用区分、（2）事業所の都道府県番号、（3）事業所の業態番号、（4）事業所の被保険者数、（5）性別、（6）生年月日、（7）被保険者等の区分、（8）資格取得時期、（9）標準報酬月額、（10）標準賞与額、（11）介護保険の該当有無、（12）基準収入額適用申請有無、（13）（加入者の場合）加入前に適用されていた医療保険制度、（14）（脱退者の場合）脱退後に適用される医療保険制度、2. 被扶養者の状況（1）性別、（2）生年月日、（3）続柄、（4）扶養開始時期、（5）介護保険の該当有無

【調査票名】 2 - 全国健康保険協会管掌健康保険被保険者調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)協会 (属性)全国健康保険協会

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(一部の項目については、調査実施年の前年10月1日~調査実施年の9月30日) (系統)厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月下旬~11月30日

【調査事項】 全国健康保険協会管掌健康保険被保険者：1.被保険者の状況(1)適用区分、(2)事業所の都道府県番号、(3)事業所の業態番号、(4)事業所の被保険者数、(5)性別、(6)生年月日、(7)被保険者等の区分、(8)資格取得時期、(9)標準報酬月額、(10)標準賞与額、(11)介護保険の該当有無、(12)基準収入額適用申請有無、(13)(加入者の場合)加入前に適用されていた医療保険制度、(14)(脱退者の場合)脱退後に適用される医療保険制度、2.被扶養者の状況(1)性別、(2)生年月日、(3)続柄、(4)扶養開始時期、(5)介護保険の該当有無

健康保険法第3条第2項被保険者：1.被保険者の状況(1)適用区分、(2)事業所の都道府県番号、(3)事業所の業態番号、(4)事業所の被保険者数、(5)性別、(6)生年月日、(7)被保険者等の区分、(8)資格取得時期、(9)介護保険の該当有無、(10)(加入者の場合)加入前に適用されていた医療保険制度、(11)(脱退者の場合)脱退後に適用される医療保険制度、2.被扶養者の状況(1)性別、(2)生年月日、(3)続柄、(4)扶養開始時期、(5)介護保険の該当有無

【調査票名】 3 - 船員保険被保険者調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)協会 (属性)全国健康保険協会

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(一部の項目については、調査実施年の1月1日~9月30日) (系統)厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月下旬~11月30日

【調査事項】 1.被保険者の状況(1)適用区分、(2)船舶所有者の都道府県番号、(3)船舶所有者が使用する船員の数、(4)性別、(5)生年月日、(6)被保険者等の区分、(7)資格取得時期、(8)標準報酬月額、(9)標準賞与額、(10)介護保険の該当有無、(11)基準収入額適用申請有無、(12)(加入者の場合)加入前に適用されていた医療保険制度、(13)(脱退者の場合)脱退後に適用される医療保険制度、2.被扶養者の状況(1)性別、(2)生年月日、(3)続柄、(4)扶養開始時期、(5)介護保険の該当有無

【調査名】 労働安全衛生基本調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年8月4日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課

【目的】 事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の労働災害防止等に対する意識を把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和41年から実施され、昭和50年からは5年周期で実施されている。

平成22年から、調査方法について、調査員調査から郵送調査へ変更した。

【調査の構成】 1 - 事業所票 2 - 個人票

【公表】 インターネット及び印刷物（概況：平成23年9月、調査結果報告書：平成24年3月）

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の変更のほか、すべての調査票に係る調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 事業所票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類による「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」（通信業、映像・音声・文字情報制作業に限る）、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」（物品賃貸業に限る）、「学術研究、専門・技術サービス業」（商品・非破壊検査業、計量証明業、その他の技術サービス業に限る）、「宿泊業、飲食サービス業」（酒場、ピヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く）、「生活関連サービス業、娯楽業」のうち洗濯・理容・美容・浴場業（その他の公衆浴場業、他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業を除く）、「旅行業、娯楽業」、「複合サービス事業」（郵便局に限る）、「サービス業（他に分類されないもの）」のうち廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）12,000 / 720,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年10月31日現在（系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）平成22年11月1日～11月20日

【調査事項】 1. 企業に関する事項 企業全体の常用労働者数、2. 事業所に関する事項（1）事業所の常用労働者数、（2）派遣労働者数、（3）事業所に従事する者の就業形態、3. 安全衛生管理体制に関する事項（1）安全管理者の選

任の有無及び作業場等の巡視の有無・頻度、(2) 衛生管理者の選任の有無及び作業場等の巡視の有無・頻度、(3) 安全衛生推進者又は衛生推進者の選任の有無及び作業場等の巡視の有無・頻度、(4) 総括安全衛生管理者の選任の有無及び地位、(5) 安全委員会・衛生委員会・安全衛生委員会の設置の有無・設置状況、開催の有無・開催回数、開催したときの議題及び設置していない理由、(6) 産業医に関する事項、4. 安全衛生活動に関する事項(1) 危険性・有害性の低減に向けた措置(リスクアセスメント)(2) 労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)(3) 一般定期健康診断の実施の有無及び実施後に行った内容、(4) 深夜業に関する事項、(5) 長時間労働者に対する医師による面接指導制度に関する事項、(6) メンタルヘルスケアに関する事項、(7) 安全衛生活動に関する事項、(8) 安全衛生教育の実施の有無及び教育の内容、5. 労働災害に関する事項(1) 業務上災害の有無及び被災労働者の就業形態、(2) 労働災害防止対策の関心の程度及び関心が無い理由

【調査票名】 2 - 個人票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 個人 (属性) 事業所調査の報告者となった事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 19,000 / 27,130,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成22年10月31日現在 (系統) 厚生労働省 - 事業所票対象事業所 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成22年11月1日～11月20日

【調査事項】 労働者の属性等(1) 性、年齢、就業形態、職種、(2) 労働災害防止対策への関心の程度及び対策の適否についての認識、(3) 安全衛生教育に関する事項、(4) ヒヤリ・ハット体験の有無・体験したときの状態、会社(上司)への報告の有無及び会社(上司)の対応の状況、(5) 自発的健康診断について

【調査名】 建設資材・労働力需要実態調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年8月6日

【実施機関】 国土交通省総合政策局建設市場整備課

【目的】 建設工事の円滑な執行を図るために、建設資材及び労働力の供給安定化が必要不可欠であることから、主要建設資材及び労働力の建設工事における原単位を把握することにより、その需要構造を明らかにすることを目的としている。

【沿革】 本調査は、昭和50年5月に開始されたものであり、昭和52年11月に第2回調査が実施されて以降、3年周期（2種類の調査票を3年ごとに同時に行う。）で実施されていた。しかし、平成22年に、2種類の調査票を3年周期の1年目と2年目に順次行う方法に変更した。

【調査の構成】 1 - 建設資材・労働力需要実態調査票（建築部門） 2 - 建設資材・労働力需要実態調査票（土木・その他部門）

【公表】 報道発表、インターネット掲載及び業務報告書の閲覧（調査実施年の翌年5月）

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の調査の実施方法の変更。

【調査票名】 1 - 建設資材・労働力需要実態調査票（建築部門）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）各都道府県にある（社）建設業協会に加盟している建設業者で、以下の要件を満たす建築工事を着工した建設業者。1．調査実施年度の前年度（4月～3月）に着工、2．床面積10平方メートル超の工事費予定額500万円以上の新築・増築工事、3．工期が24か月以内の工事（抽出枠）（社）建設業協会に加盟している建設業者を対象として作成された名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,500/610,000 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年度の前年度（4月～3月）（系統）調査票の配布：国土交通省 - 民間事業者 - 報告者、調査票の収集：報告者 - 国土交通省、報告者 - 民間事業者 - 国土交通省

【周期・期日】 （周期）3年（直近の実施年：平成19年度）（実施期日）平成22年10月～12月

【調査事項】 1．事業所名、2．事業所在地、3．所属部課名、4．氏名、5．電話、6．メールアドレス、7．工事件名、8．発注者、9．施工場所、10．契約年月、11．実際の工事着工年月、12．実際の完成又は工事完成予定年月、13．延べ床面積、14．主たる構造、15．対象工事の工事費（工事種類別）、16．請負形態（工事種類別）、17．発注者からの無償支給材評価額、18．建築主体工事に使用した資材の使用数量、19．建築主体工事

に従事した労働者の延べ人数

【調査票名】 2 - 建設資材・労働力需要実態調査票（土木・その他部門）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）建設工事受注動態統計調査（建設工事統計調査（基幹統計調査）の一部）の対象業者のうち資本金1千万円以上で、以下の要件を満たす土木工事及び機械装置等工事を受注した建設業者。1．調査実施年度の前年度（4月～3月）に受注した工事、2．請負契約額500万円以上の工事（抽出枠）建設工事受注動態統計調査の情報

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）1,800/200,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度（4月～3月）（系統）調査票の配布：国土交通省 - 民間事業者 - 報告者、調査票の収集：報告者 - 北海道開発局・地方整備局・沖縄総合事務局 - 国土交通省、報告者 - 民間事業者 - 国土交通省

【周期・期日】（周期）3年（直近の実施年：平成19年度）（実施期日）建設資材・労働力需要実態調査票（建築部門）の調査実施年度の翌年度の10月～12月

【調査事項】 1．事業所名、2．事業所在地、3．所属部課名、4．氏名、5．電話、6．メールアドレス、7．工事件名、8．発注者、9．受注動態統計調査票提出月、10．請負契約額、11．施工場所、12．契約年月、13．実際の工事着工年月、14．実際の完成又は工事完成予定年月、15．最終工事請負契約金額、16．発注者からの無償支給材評価額、17．対象工事に使用した資材の使用量、18．対象工事に従事した労働者の延べ人数

【調査名】 能力開発基本調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年8月6日

【実施機関】 厚生労働省職業能力開発局総務課基盤整備室

【目的】 本調査は、我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を正社員・正社員以外別に明らかにし、職業能力開発行政に資することを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成13年から17年まで厚生労働省から業務を委託された民間事業者が行っていた調査を前身としているが、同調査が、これまでの調査の回収率が低い（おおむね20%程度）ことから、能力開発行政のための基礎資料として精度の高い結果を得るため、国が直接実施する統計調査であることを明示し、回収率の向上に努めることとし、また、「職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成18年5月参議院厚生労働委員会及び平成18年6月衆議院厚生労働委員会）において、職場における非正規労働者に対する能力開発の実態を把握することとされたことを踏まえ、平成18年から厚生労働省が毎年実施しているものである。

【調査の構成】 1 - 能力開発基本調査（企業票） 2 - 能力開発基本調査（事業所票）
3 - 能力開発基本調査（個人票）

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施翌年の2月、詳細：調査実施翌年の4月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更及び調査実施期間等の変更。

【調査票名】 1 - 能力開発基本調査（企業票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を30人以上雇用している民間企業。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）7,100 / 148,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年9月1日現在（一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績、調査実施前年度を含む過去3年度の実績及び調査実施年度を含む今後3年度の見込）（系統）厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月1日～11月1日

【調査事項】 1. 企業の概要について(企業全体の常用労働者数)、2. O F F - J T 及び自己啓発支援に支出した費用について、3. 能力開発の方向付けについて、4. 能力開発の実績・見込みについて

【調査票名】 2 - 能力開発基本調査(事業所票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営事業所。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。）」(抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,700/228,000 (配布)郵送 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)毎年9月1日現在(一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績) (系統)配布:厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者、回収:報告者 - 調査員 - 民間事業者 - 厚生労働省

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月1日～10月20日

【調査事項】 1. 事業所の概要について(1)企業全体の常用労働者数、(2)事業所の常用労働者数、(3)事業所の離職者数、(4)雇用管理制度の導入状況、2. 教育訓練の実施に関する事項について(1)O F F - J Tの実施状況、(2)実施したO F F - J Tの教育訓練機関の種類、(3)計画的なO J Tの実施状況、3. 人材育成について(1)人材育成に関する問題点、(2)正社員登用の状況、正社員登用しなかった理由及び正社員登用の条件、(3)ジョブ・カードの認知状況及び活用状況、(4)キャリア形成助成金制度の認知状況及び活用状況、4. 労働者のキャリア形成支援について(1)労働者に求める能力の周知状況、(2)教育訓練や自己啓発に関する労働者の希望の把握状況、(3)教育訓練休暇制度の導入状況、(4)キャリア・コンサルティング制度の導入状況、(5)労働者に対する自己啓発への支援の内容、(6)労働者に対する職業生活設計を考える場の提供方法、5. 労働者の職業能力評価について(1)職業能力評価の実施状況、(2)職業能力評価における資格の利用状況、(3)資格を受験する労働者に対する費用補助の状況、(4)職業能力評価の活用状況、(5)職業能力評価に関する問題点、(6)

職業能力評価基準のメリットについて、6. 技能の継承について(1) 技能継承の問題の有無、(2) 技能継承の取組状況

【調査票名】 3 - 能力開発基本調査(個人票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営事業所に雇用されている常用労働者。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。）」

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)25,600/19,891,000 (配布)調査員 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年9月1日現在(一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績) (系統)配布:厚生労働省 - 民間事業者 - 調査員 - 調査対象事業所 - 報告者、回収:報告者 - 民間事業者 - 厚生労働省

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月13日~11月24日

【調査事項】 1. 労働者の属性について(1)性別、(2)年齢、(3)就業状態、(4)最終学歴、(5)雇用形態、(6)勤続年数、(7)業務、(8)役職、(9)1週間の就業時間、2. 会社を通して受講した教育訓練について(1)求められている能力の周知状況、(2)受講したOFF-JTの受講内容、(3)受講したOFF-JTの延べ受講時間、(4)受講したOFF-JTの教育訓練機関の種類、(5)受講したOFF-JTの役立ち度、(6)部下、同僚、仕事仲間に対する指導状況及び上司、同僚、仕事仲間からの指導状況、(7)上司、同僚、仕事仲間からの指導等の役立ち度、3. 自己啓発について(1)自己啓発の実施状況、(2)自己啓発の方法、(3)自己啓発の実施時間、(4)自己啓発の自己負担費用、(5)自己啓発にかかった費用の補助の主体、(6)自己啓発にかかった費用のうち補助を受けた額、(7)自己啓発の業務における役立ち度、(8)自己啓発を行った理由、(9)自己啓発を行うにあたって周囲の協力状況、(10)自己啓発の問題点、4. これからの職業生活設計について(1)職業生活設計の考え方、(2)キャリア・コンサルティング、教育訓練休暇の利用の有無及び要望、(3)キャリア形成のために必要なもの

【調査名】 北海道法人企業投資状況調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年8月9日

【実施機関】 国土交通省北海道局参事官

【目的】 北海道に本社、支店、工場等の事業所を有する法人（民間）の北海道内における投資（資本形成）の実態を把握し、北海道総合開発計画の立案とその効果的な推進を図るための基礎資料として毎年調査をしているものである。

【沿革】 本調査は、北海道における開発事業を中心とする政府投資と民間投資との関係を明らかにして北海道総合開発計画の遂行に資するとともに、開発計画策定に当たっての資金計画等に使用することを目的に、昭和33年度に開始されたものであり、以後毎年実施されている。

【調査の構成】 1 - 北海道法人企業投資状況調査票

【公表】 インターネット（速報・確報）及び刊行物（確報）速報は調査実施年度12月、確報は調査実施翌年度11月

【調査票名】 1 - 北海道法人企業投資状況調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）北海道に本社、支店、工場等の事業所を有する法人（民間） （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,700/130,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年度の前年度（4月～翌年3月） （系統）国土交通省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）配布は調査実施年度の8月、回収は調査実施年度の9月

【調査事項】 1 .北海道内におけるたな卸資産、2 .北海道内における有形固定資産（新規取得額） 3 .北海道内における減価償却実施額、4 .資本金等の額、5 .北海道内における主要業種

【調査名】 環境にやさしい企業行動調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年8月12日

【実施機関】 環境省総合環境政策局環境経済課

【目的】 事業者における環境配慮の取組を促進することは、今日の環境問題を解決し、持続可能な経済社会を構築していく上で重要である。

また、こうした取組を促進するための効果的かつ効率的な施策を展開するためには、事業者における環境配慮の取組状況を把握することが必要不可欠である。

本調査は、我が国事業者の環境配慮の取組等について調査を実施し、これらの動向を把握し、事業者における環境配慮の取組を促進する施策を展開するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成3年度から毎年度実施されている。

【調査の構成】 1 - 環境にやさしい企業行動調査 調査票

【公表】 インターネット等（当該調査年度の10月予定）

【備考】 今回の変更は、調査事項に関するローテーション方式の明示。

【調査票名】 1 - 環境にやさしい企業行動調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）株式会社帝国データバンク「COSMOS2（企業概要データベース）」に登録された全業種の事業者のうち、東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業並びに従業員500人以上の非上場企業・団体（抽出枠）「COSMOS2（企業概要データベース）」株式会社帝国データバンク

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）7,000 （配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）当該調査年度の前年度（系統）環境省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）当該調査年度の7月

【調査事項】 1．調査対象事業者の概要、2．環境に関する取組状況等、3．環境マネジメントシステム等の監査・認証等、4．子会社・取引先との関係、5．環境会計、6．環境に関する情報開示・コミュニケーション、7．環境ビジネス、8．地球温暖化防止対策、9．生物多様性の保全など

【調査名】 国民健康・栄養調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年8月20日

【実施機関】 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室

【目的】 国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成15年に開始された。

【調査の構成】 1 - 身体状況調査票 2 - 栄養摂取状況調査票 3 - 生活習慣調査票

【公表】 印刷物及びインターネット（概要：調査実施年の翌年10月、報告書：調査実施年の翌々年6月）

【備考】 今回の変更は、身体状況調査票及び生活習慣調査票に係る報告者の属性的範囲の変更並びに栄養摂取状況調査票及び生活習慣調査票に係る調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 身体状況調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）世帯員（身長・体重：満6歳以上、腹囲測定：満6歳以上、血圧測定：満15歳以上、1日の運動量（歩行数）：満15歳以上、血液検査：満20歳以上、問診（服薬状況、運動）：満20歳以上）（抽出枠）国民生活基礎調査の調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）14,000 / 119,417,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）毎年11月中の任意の1日（系統）厚生労働省 - 都道府県・保健所設置市・特別区 - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年9月上旬～12月末日

【調査事項】 1. 身長、2. 体重、3. 腹囲、4. 血圧、5. 服薬状況等

【調査票名】 2 - 栄養摂取状況調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯及び個人（属性）世帯及び世帯員（満1歳以上）（抽出枠）国民生活基礎調査の調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）世帯：5,700 / 48,013,000 世帯員：15,000 / 124,752,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）併用（把握時）毎年11月中の任意の1日（系統）厚生労働省 - 都道府県・保健所設置市・特別区 - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年9月上旬～12月末日

【調査事項】 1. 生年月日、2. 仕事の種類、3. 食事の状況、4. 料理名、5. 使用量等

【調査票名】 3 - 生活習慣調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)満20歳以上の世帯員 (抽出枠)
国民生活基礎調査の調査区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)12,000/102,954,000
(配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)毎年11月中
の任意の1日 (系統)厚生労働省 - 都道府県・保健所設置市・特別区 - 保
健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月上旬～12月末日

【調査事項】 1.朝食の欠食状況、2.歯の状況、3.飲酒状況、4.糖尿病の状況、
5.喫煙の状況、6.循環器疾患の状況等

【調査名】 民間企業の勤務条件制度等調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年8月24日

【実施機関】 人事院職員福祉局職員福祉課

【目的】 民間企業における労働条件、休業・休暇、福利厚生、退職管理及び災害補償法定外給付等の諸制度を調査し、公務員の勤務条件検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和46年に開始され、以後毎年実施されている。

なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1 - 民間企業の勤務条件制度等調査 調査票

【公表】 印刷物及びインターネット（調査実施年の翌年9月末日）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 民間企業の勤務条件制度等調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類の次に掲げる大分類に属する企業のうち、常勤の従業者数50人以上のもの（「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」）（抽出枠）職種別民間給与実態調査対象企業名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,451/37,205 （配布）郵送・職員 （収集）郵送・職員 （記入）併用 （把握時）毎年10月1日現在 （系統）人事院 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年10月1日～11月20日

【調査事項】 1.在宅勤務（テレワーク）関係、2.正社員以外の有期雇用従業員の年次有給休暇制度、3.社宅の状況等（1）社宅の保有の有無、使用料の状況及び転勤の有無、（2）世帯用の自社保有社宅の入居要件等、4.業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度（1）法定外給付制度の有無及び設立（廃止）時期、（2）給付額の決定に当たって勘案する要素及び給付額の算定方法、（3）給付額の水準変動及び給付額、5.新規学卒者等の定期採用と年齢制限、6.中途採用と人事交流（1）中途採用の状況、（2）人事交流の状況、7.従業員の退職管理等の状況（1）定年制の状況、（2）継続雇用制度の状況、（3）定年制、継続雇用制度の今後の変更予定、（4）役職定年制、（5）退職金制度の状況、（6）早期退職優遇制度等、（7）自己都

合退職の場合の退職金の取扱い

【調査名】 機械受注統計調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年8月26日

【実施機関】 内閣府経済社会総合研究所景気統計部

【目的】 機械製造業者の受注した設備用機械類について実績及び見通しを調査し、設備投資状況の先行きを予測し、景気動向を把握するための基礎資料とする。

【沿革】 本調査は、昭和28年から毎月実施されている。

【調査の構成】 1 - 機械受注実績調査票 2 - 機械受注実績内容調査票 3 - 機械受注見通し調査票

【公表】 印刷物及びインターネット（翌々月初旬）

【備考】 今回の変更は、機械受注実績調査票及び機械受注見通し調査票に係る調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 機械受注実績調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）内閣総理大臣が指定した主要機械等製造業者。（有意に選定した機械メーカー及び鉄構物等メーカー。選定に当たっては企業規模等を考慮し、設備用機械類について、その販売額が、経済産業省生産動態統計調査等による出荷額等の80%以上となるように設計している。）（抽出枠）内閣府と業界団体が協議して選定。

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）308/85,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月1日～末日（系統）内閣府 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月（実施期日）翌月15日

【調査事項】 1. 需要者別受注額、2. 販売額、3. 受注残高

【調査票名】 2 - 機械受注実績内容調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）内閣総理大臣が指定した主要機械等製造業者のうち、複数の設備用機械を受注している企業又は受注額の大きい企業。（抽出枠）内閣府と業界団体が協議して選定。

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）158/85,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月1日～末日（系統）内閣府 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月（実施期日）翌月15日

【調査事項】 1. 製品名、2. 機種分類、3. 需要者事業所名、4. 需要者分類、5. 受注額、6. 受注数量、7. 予定納期

【調査票名】 3 - 機械受注見通し調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)内閣総理大臣が指定した主要機械等製造業者のうち、機械メーカー。(抽出枠)内閣府と業界団体が協議して選定。

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)278/85,000 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)4月、7月、10月、1月で始まる四半期 (系統)内閣府 - 報告者

【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)3月、6月、9月、12月の各月末

【調査事項】 1.当期の主要需要者別受注実績見込み額、2.翌期の主要需要者別受注見通し額

一般統計調査の中止通知

【調査名】 自動車分解整備事業実態調査（平成22年通知）

【通知年月日】 平成22年8月30日

【実施機関】 国土交通省自動車交通局技術安全部整備課

【目的】 自動車分解整備事業者における整備需要の状況・経営状況等の実態を把握し、自動車整備事業の近代化を図り、健全な発達に資する方策の基礎資料を得る。

【沿革】 本調査は、昭和54年度以降毎年度実施されていたが、平成22年度に調査を中止することとした。

【備考】〔中止の理由〕従前から、社団法人日本自動車整備振興会連合会において、本調査とは別に、自動車分解整備業の動向等を把握する調査が独自に行われてきたが、近年の自動車整備業界を取り巻く情勢の変化等に的確に対応するため、同連合会において、本調査中の調査項目を含めた調査内容の充実が図られることとなった。

そのため、民間データの活用及び報告者の負担軽減等の観点から、本調査を中止することとした。

○届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 新繊維産業技術センターの整備に関するアンケート（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年8月2日

【実施機関】 愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課

【目的】 新しい繊維産業技術センター整備の検討にあたり、繊維関連企業のニーズを把握する。

【調査の構成】 1－新繊維産業技術センターの整備に関するアンケート調査票

※

【調査票名】 1－新繊維産業技術センターの整備に関するアンケート調査票

【調査対象】 （地域）愛媛県全域 （単位）企業 （属性）「繊維工業」（日本標準産業分類による。）に属する全企業 （抽出枠）平成20年工業統計調査工業調査準備調査名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）717 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年8月1日現在 （系統）愛媛県－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年8月中旬～8月末

【調査事項】 愛媛県繊維産業技術センターの利用状況及びデザインへの取組状況

【調査名】 大阪府が行う海外ビジネス支援施策に関する調査(平成22年届出)

【受理年月日】 平成22年8月2日

【実施機関】 大阪府商工労働部経済交流促進課

【目的】 大阪府内中小企業の海外進出の意向等を調査し、企業個別に対するフォローアップや大阪府の海外拠点(海外事務所・大阪プロモーションデスク)の在り方を検討するための基礎資料とする。大阪府が設置する海外拠点利用者等の顧客満足度等を調査し、今後の大阪府の海外ビジネス支援施策の在り方検討・予算要求における基礎資料とする。

【調査の構成】 1-アンケート(海外拠点利用企業向け) 2-アンケート(一般向け)
3-アンケート(海外拠点利用なし・見本市等参加企業向け) 4-アンケート(海外拠点利用あり・見本市等参加企業向け)

※

【調査票名】 1-アンケート(海外拠点利用企業向け)

【調査対象】 (地域)大阪府 (単位)企業 (属性)大阪府の海外拠点の利用経験がある企業 (抽出枠)大阪府経済交流促進課が有する「府の海外拠点利用企業リスト」から「府の海外ビジネス支援策利用企業リスト」にある企業を除外した全数

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)57 (配布)オンライン・FAX (取集)オンライン・FAX (記入)自計 (把握時)平成22年9月1日～9月15日 (系統)大阪府-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成22年9月1日～9月15日

【調査事項】 1. 利用した海外拠点、2. 海外拠点の顧客満足度、3. 海外拠点利用に伴う成果、4. 今後の海外とのビジネスに関する意向及び地域、5. 受けても良いと考える大阪府が実施する海外ビジネス支援メニュー、6. 大阪府施策に関する意見や要望

※

【調査票名】 2-アンケート(一般向け)

【調査対象】 (地域)大阪府 (単位)企業 (属性)大阪府商工労働部が有する「顧客化データベース」登録企業のうち、府内の製造業に分類される中小企業 (抽出枠)大阪府商工労働部が有する「顧客化データベース」登録企業のうち、府内の製造業に分類される企業で、資本金3億円以下、従業員数300人以下の企業(中小企業)から抽出

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)850/7,810 (配布)オンライン・FAX (取集)オンライン・FAX (記入)自計 (把握時)平成22年9月1日～9月15日 (系統)大阪府-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成22年9月1日～9月15日

【調査事項】 1. 海外とのビジネス実施の有無、2. 今後の海外とのビジネス実施に関する意向及び地域、3. 受けても良いと考える大阪府が実施する海外ビジネス支援メニュー、4. 大阪府施策に関する意見や要望

※

【調査票名】 3-アンケート（海外拠点利用なし・見本市等参加企業向け）

【調査対象】 （地域）大阪府 （単位）企業 （属性）大阪府が提供する海外ビジネス支援施策について利用経験がある企業 （抽出枠）大阪府経済交流促進課が有する「府の海外ビジネス支援策利用企業リスト」から「府の海外拠点利用企業リスト」にある企業を除外した全数

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）64 （配布）オンライン・FAX （取集）オンライン・FAX （記入）自計 （把握時）平成22年9月1日～9月15日 （系統）大阪府-報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年9月1日～9月15日

【調査事項】 1. 海外見本市等における商談の状況、2. 海外ビジネス支援施策利用に伴う成果と満足度、3. 成約に至るまでの課題や障害等、4. 海外とのビジネス実施の有無、5. 今後の海外とのビジネス実施に関する意向及び地域、6. 受けても良いと考える大阪府が実施する海外ビジネス支援メニュー、7. 大阪府施策に関する意見や要望

※

【調査票名】 4-アンケート（海外拠点利用あり・見本市等参加企業向け）

【調査対象】 （地域）大阪府 （単位）企業 （属性）大阪府の海外拠点の利用経験があり、かつ、大阪府が提供する海外ビジネス支援施策の利用経験がある企業 （抽出枠）大阪府経済交流促進課が有する「府の海外拠点利用企業リスト」及び「府の海外ビジネス支援策利用企業リスト」に重複する企業の全数

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）20 （配布）オンライン・FAX （取集）オンライン・FAX （記入）自計 （把握時）平成22年9月1日～9月15日 （系統）大阪府-報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年9月1日～9月15日

【調査事項】 1. 海外見本市等における商談の状況、2. 海外ビジネス支援施策利用に伴う成果と満足度、3. 成約に至るまでの課題や障害等、4. 利用した海外拠点、5. 海外拠点の顧客満足度、6. 海外拠点利用に伴う成果、7. 今後の海外とのビジネスに関する意向及び地域、8. 海外とのビジネス実施の有無、9. 今後の海外とのビジネス実施に関する意向及び地域、10. 受けても良いと考える大阪府が実施する海外ビジネス支援メニュー、11. 大阪府施策に関する意見や要望

【調査名】 血液製剤使用量等調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年8月3日

【実施機関】 兵庫県健康福祉部健康局薬務課

【目的】 兵庫県下医療機関における血液製剤適正使用推進の指標とするため、全国的には毎年把握されていない血液製剤使用量・廃棄量等の調査を実施する。

【調査の構成】 1－血液製剤使用量等報告書

※

【調査票名】 1－血液製剤使用量等報告書

【調査対象】 （地域）兵庫県全域 （単位）保健・医療施設 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「医療、福祉」、中分類「医療業」のうち、血液製剤を使用した一般病床を有する病院

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）250 （配布）郵送 （収集）FAX （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年度1年間（ただし、平成21年度は、新型インフルエンザ発生により調査を実施できなかったため、平成22年度に平成20・21年度の2か年度分の調査を実施する。） （系統）兵庫県－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年6月1日～7月15日（ただし、平成22年度は8月5日～9月15日）

【調査事項】 1. 輸血療法委員会設置の有無、2. 輸血部門設置の有無、3. 血液製剤使用状況、4. 輸血用血液製剤使用量・廃棄量、5. 輸血用血液製剤の診療科別の把握、6. 自己血輸血の保管及び実施状況、7. アルブミン製剤使用量、8. 輸血事故・副作用対策

【調査名】 鹿児島県観光入込客統計調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年8月4日

【実施機関】 鹿児島県観光交流局観光課

【目的】 観光行政の基礎資料として、観光客の入込状況及び観光消費額を把握するため。

【調査の構成】 1－観光地点等入込客数調査票 2－観光地点パラメータ調査票

※

【調査票名】 1－観光地点等入込客数調査票

【調査対象】 （地域）鹿児島県全域 （単位）管理者等 （属性）鹿児島県内における年間入込客数1万人以上又は特定月の入込客数5千人以上の観光地の管理者等 （抽出枠）観光地点等名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）400 （配布）郵送・調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）自計 （把握時）1月～12月 （系統）鹿児島県－市町村－報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）四半期（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）のそれぞれ四半期末から3か月後が提出期限

【調査事項】 観光地：毎月の延べ入込客数

※

【調査票名】 2－観光地点パラメータ調査票

【調査対象】 （地域）鹿児島県全域 （単位）個人 （属性）観光地（400地点）を訪れた観光客 （抽出枠）観光地を訪れた観光客

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/13,000,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）四半期（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）のうち1日 （系統）鹿児島県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）四半期のうちの1日

【調査事項】 1. 居住地、2. 性別、3. 年齢、4. 日帰り・宿泊別、5. 宿泊施設、6. 旅行目的、7. 同行者数、8. 県内訪問観光地点名、9. 県内観光消費額単価等

【調査名】 生活必需品買物環境実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年8月5日

【実施機関】 長野県商工労働部産業政策課

【目的】 長野県内在住高齢者の買物環境の実態と、商店街における高齢者向け買物支援サービスの実施状況を調査することで、高齢者にとってのライフラインである商店街の役割とその貢献策を探る。

【調査の構成】 1－買物環境等に関するアンケート調査票 2－商店街アンケート調査票

※

【調査票名】 1－買物環境等に関するアンケート調査票

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）個人 （属性）長野県在住の65歳以上の者（抽出枠）合併前の旧市町村を3グループに層化し、65歳以上人口（長野県毎月人口異動調査）による比例配分をもとに対象者を決定

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,000/569,157 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年9月1日 （系統）長野県－民間事業者－対象者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年9月10日～30日

【調査事項】 1. 年齢、2. 性別、3. 居住状況、4. 自動車運転免許保有状況、5. 食料品買物状況、6. 食品摂取状況

※

【調査票名】 2－商店街アンケート調査票

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）商店街 （属性）長野県内の商店街（抽出枠）長野県内の商店街

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）260 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年9月1日 （系統）長野県－民間事業者－対象商店街

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年9月1日～21日

【調査事項】 1. 団体・組織名、2. 所在市町村、3. 飲食料品店舗数、4. 高齢者に対する飲食料の買物支援サービス実施状況

【調査名】 彩の国広域消費動向調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年8月5日

【実施機関】 埼玉県産業労働部産業労働政策課

【目的】 埼玉県民の買物行動の実態及び商業施設等に対する意向を県内全域で把握し、県及び市町村等が、各地域における商業振興やまちづくりを推進するための基礎資料とする。

【調査の構成】 1－買物についてのアンケート調査票

※

【調査票名】 1－買物についてのアンケート調査票

【調査対象】 （地域）埼玉県全域 （単位）世帯 （属性）公立小学校の2年生のいる世帯 （抽出枠）各公立小学校（818校）で、第2学年の中から任意に1学級を抽出し、その学級の全児童の世帯を対象にする

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）27,000／2,630,623 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年9月現在 （系統）埼玉県－民間事業者－小学校－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成22年9月初旬～10月中旬

【調査事項】 1. 買物回数、2. 買物の交通手段、3. 買物をする場所、4. 目的別外出場所、5. 買物をする店、6. 最近利用が増えた店舗、7. 通信販売の利用頻度、8. 地元商店街における買物頻度

【調査名】 産業デザイン力実態アンケート調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年8月6日

【実施機関】 愛知県産業労働部新産業課

【目的】 愛知県のものづくりにおけるデザインの重要性が高まっている状況において、県内製造業を中心に商品開発部門、県内インダストリアルデザイン事業所を調査し、本県における産業デザインの問題点を明確化するとともに、今後の産業政策の在り方を検討するための基礎資料とする。

【調査の構成】 1－製造業事業所調査票 2－デザイン事務所調査票

※

【調査票名】 1－製造業事業所調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「製造業」に属する事業所 （抽出枠）「平成18年事業所・企業統計調査結果名簿」による県内製造業のうち、以下の資料等を活用し、500社を選定する。「元気なモノ作り中小企業300」（2006～2009）中小企業庁、「中部モノづくり企業紹介」中部経済産業局HP、愛知ブランド企業269社、グッドデザイン賞受賞経験のある製造業系企業、中部年鑑2010（中部経済新聞社）

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）500／21,800 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成22年9月1日現在（売上高に係る項目は直近の決算日） （系統）愛知県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年9月6日～9月27日

【調査事項】 1. 事業者情報（社名、所在地、業種、主要製品・サービス、資本金、年間売上高、最大顧客への売上高割合、正社員数、創業年次、記入者の名前・部署・役職・電話番号・メールアドレス、ホームページURL）、2. 対象となる市場、3. 主な経営課題、4. 生産力を高めるためのデザイン向上への取組、5. 現在の取組分野、6. 今後の取組分野、7. 今後の事業展開、8. 商品開発・デザイン力に対する取組体制、9. デザインを経営戦略に活用する際の課題、10. 外部デザイン事務所（フリーランス含む。）等の活用経験・依頼先・依頼内容

※

【調査票名】 2－デザイン事務所調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる小分類「デザイン業」又は小分類「機械設計業」に属する事業所 （抽出枠）「平成20年特定サービス産業実態調査結果」によるデザイン・機械設計業のうち、以下の資料等を活用し、80社を選定する。日本インダストリ

アルデザイナー協会中部ブロック会員、iタウンページ（インダストリアルデザイン事務所及びパッケージデザイン事務所）、日本グラフィックデザイナー協会（愛知県会員）

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）80／890 （配布）郵送・オンライン
（取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成22年9月1日
現在（売上高に係る項目は直近の決算日） （系統）愛知県－民間事業者－
報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年9月6日～9月27日

【調査事項】 1. 事業者情報（名称、所在地、創業年次、従業員数、資本金、年間売上高、記入者の名前・部署・役職・電話番号・メールアドレス、ホームページURL）、2. 主要業務内容、3. 依頼元の企業立地、4. 依頼元の業種、5. 依頼元との契約形態、6. 現在力を入れているデザイン分野、7. デザインワークの領域、8. デザインに対する報酬への評価、9. 業務上必要な情報の入手方法

【調査名】 健康資源・環境整備状況調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年8月9日

【実施機関】 愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課

【目的】 事業所、飲食店が取り組んでいる健康づくり関連項目について調査することにより、愛媛県民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料とするとともに、愛媛県民健康づくり計画「健康実現えひめ2010」等の各種計画の最終評価にも活用する。

【調査の構成】 1－健康資源・環境整備状況調査 調査票（事業所用） 2－健康資源・環境整備状況調査 調査票（飲食店用）

※

【調査票名】 1－健康資源・環境整備状況調査 調査票（事業所用）

【調査対象】 （地域）愛媛県全域 （単位）事業所 （属性）従業員50人以上の事業所 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,600 （配布）郵送・調査員 （取集）郵送・調査員 （記入）併用 （把握時）平成22年10月1日現在 （系統）愛媛県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成22年9月1日～23年3月31日

【調査事項】 1. 業種・規模に関すること、2. 健診等に関すること、3. 喫煙対策に関すること

※

【調査票名】 2－健康資源・環境整備状況調査 調査票（飲食店用）

【調査対象】 （地域）愛媛県全域 （単位）店舗 （属性）愛媛県料飲業生活衛生同業組合加盟店舗 （抽出枠）愛媛県料飲業生活衛生同業組合の組合員名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,600 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年10月1日現在 （系統）愛媛県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成22年9月1日～23年3月31日

【調査事項】 1. 経営形態に関すること、2. ヘルシーメニューに関すること、3. 喫煙対策について

【調査名】 緑化木生産動向調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年8月10日

【実施機関】 愛知県農林水産部農林基盤担当局森林保全課

【目的】 緑化木等の樹種別の生産状況を調査し、今後の緑化行政の基礎資料とする。

【調査の構成】 1－緑化木生産動向調査票

※

【調査票名】 1－緑化木生産動向調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）個人、事業所 （属性）愛知県内の緑化木生産者 （抽出枠）生産組合の台帳

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）2,450 （配布）調査員 （取集）調査員
（記入）他計 （把握時）生産戸数、生産面積、生産数量：毎年9月30日現在、出荷数量、入荷数量：前年10月1日～9月30日の1年間 （系統）愛知県－市町村－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年9月24日～10月15日

【調査事項】 1. 緑化木生産者の生産面積規模、2. 樹種別、苗木・成木別の生産面積、生産数量、出荷数量、3. 地被植物の生産面積、生産数量、出荷数量、4. 緑化木及び地被植物の出荷先別数量、5. 緑化木及び地被植物の仕入先別数量、6. 緑化木の育苗施設設置面積、7. 芝の生産面積、出荷数量、8. 緑化木の生産による農業粗収益に占める割合

【調査名】 県民健康実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年8月13日

【実施機関】 茨城県保健福祉部保健予防課健康づくりグループ

【目的】 茨城県民の健康づくりに対する取組の状況等を把握するとともに、茨城県の健康増進計画である「健康いばらき21プラン」に規定されている指標項目の現状値を算出するための基礎データを収集する。

【調査の構成】 1－平成22年度 県民健康実態調査 調査票

※

【調査票名】 1－平成22年度 県民健康実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）2次保健医療圏ごとに1地域（市町村）を選出し、茨城県内9地域（市町村）を対象とする。（単位）個人（属性）調査対象地域に居住し、平成22年4月1日現在で満15歳以上80歳未満の男女（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）5,040／2,268,587（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年4月1日現在（系統）茨城県－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）おおむね3年（実施期日）調査票の配布：平成22年9月中旬、調査票の回収：調査票を配布した、2週間後

【調査事項】 1. 報告者の属性、2. 健康意識、3. 食生活習慣、4. 運動習慣、5. 休養・ストレス、6. 喫煙・飲酒、7. 健康管理、8. 歯の健康

【調査名】 宮城県母子世帯等実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年8月20日

【実施機関】 宮城県保健福祉部子育て支援課

【目的】 母子及び寡婦福祉法第12条に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定するため、母子世帯等の生活実態及びニーズを把握し、母子世帯等に対する福祉施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－母子世帯用 2－父子世帯用 3－寡婦世帯用 4－養育者世帯用

※

【調査票名】 1－母子世帯用

【調査対象】 （地域）宮城県全域（ただし、仙台市を除く。）（単位）世帯（属性）母子世帯（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,160／11,300（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年9月1日現在（系統）宮城県－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成22年9月1日～9月30日

【調査事項】 1. 母子世帯の属性、2. 就労・経済・生活の状況、3. 子どもの状況、4. 福祉制度 等

※

【調査票名】 2－父子世帯用

【調査対象】 （地域）宮城県全域（ただし、仙台市を除く。）（単位）世帯（属性）父子世帯（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）550／919（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年9月1日現在（系統）宮城県－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成22年9月1日～9月30日

【調査事項】 1. 父子世帯の属性、2. 就労・経済・生活の状況、3. 子どもの状況、4. 福祉制度 等

※

【調査票名】 3－寡婦世帯用

【調査対象】 （地域）宮城県全域（ただし、仙台市を除く。）（単位）世帯（属性）寡婦世帯（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）200／1,202（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年9月1日現在（系統）宮城県－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成22年9月1日～9月30日

【調査事項】 1. 寡婦世帯の属性、2. 就労・経済・生活の状況、3. 福祉制度 等

※

【調査票名】 4－養育者世帯用

【調査対象】 (地域) 宮城県全域 (ただし、仙台市を除く。) (単位) 世帯 (属性)
養育者世帯 (抽出枠) 住民基本台帳

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 90 / 118 (配布) 郵送 (取集)
郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成22年9月1日現在 (系統) 宮城県
－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成22年9月1日～9月30日

【調査事項】 1. 養育者世帯の属性、2. 就労・経済・生活の状況、3. 子どもの状況、
4. 福祉制度 等

【調査名】 企業における成長分野への進出状況・グローバル化対応と雇用創出の可能性に関する調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年8月23日

【実施機関】 東京都産業労働局総務部企画計理課

【目的】 都内企業における新産業・成長分野等への進出状況及びグローバル化への対応の実態を把握することで、都内企業の収益力強化・雇用機会拡大に関する総合的な企業支援施策の立案に関する基礎資料として活用する。

【調査の構成】 1-企業における成長分野への進出状況・グローバル化対応と雇用創出の可能性に関する調査票

※

【調査票名】 1-企業における成長分野への進出状況・グローバル化対応と雇用創出の可能性に関する調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位）事業所及び企業 （属性）1. 農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、複合サービス事業、政治・経済・文化団体、宗教を除く全産業、2. 個人経営、会社企業（外国の会社を除く。）、3. 常用雇用者規模30人以上の個人経営の本所・単独事業所及び会社企業の単独事業所、並びに企業常用雇用者規模30人以上の会社企業の本所 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）12,000/28,449 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年9月1日時点 （系統）東京都-民間事業者-報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年9月30日～10月15日

【調査事項】 1. 回答者の属性（企業規模、業種、創業年等）、2. 成長分野等への参入状況（注力する分野の有無・参入状況、参入理由、効果、課題、鍵となる人材等）、3. グローバル化への対応状況（訪日外国人向けビジネス・海外市場向けビジネス展開の有無・展開状況、理由、効果、課題、鍵となる人材、重視する海外地域、ビジネス環境としての東京の評価等）、4. 若手正社員の採用状況（新卒・若手正社員の採用状況・方法、過不足感等）、5. 行政への要望

【調査名】 平成22年度市民意識調査「多文化共生について」(平成22年届出)

【受理年月日】 平成22年8月24日

【実施機関】 北九州市総務市民局広聴課

【目的】 「多文化共生」に関する市民意識の醸成のため、調査結果で現状を把握したうえで、今後の施策実施において活用する。

【調査の構成】 1-平成22年度市民意識調査「多文化共生について」 調査票

【備考】 本調査は、「意識調査」の名称を付して行われているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1-平成22年度市民意識調査「多文化共生について」 調査票

【調査対象】 (地域)北九州市全域 (単位)個人 (属性)20歳以上の市民(日本人及び外国人) (抽出枠)住民基本台帳、外国人登録台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/813,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)配布:北九州市-民間事業者-報告者、回収:報告者-北九州市

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成22年9月18日~10月11日

【調査事項】 1.「多文化共生」の認知度、2.日本人と外国人の付き合いの度合い 等

【調査名】 次世代育成支援のための職場環境調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年8月24日

【実施機関】 徳島県商工労働部労働雇用政策局労働雇用課

【目的】 徳島県内企業の次世代育成支援の取組み、法改正への対応状況や労働者の意識を総合的に把握し、労働行政実施の参考に資するための基礎資料とするとともに、職場での次世代育成支援の具体的な取組みを進めるための手引書を作成することにより、職場における次世代育成支援の促進を図るものである。

【調査の構成】 1－事業所調査票 2－個人調査票

※

【調査票名】 1－事業所調査票

【調査対象】 （地域）徳島県全域 （単位）事業所 （属性）常用雇用者規模10人以上の徳島県内事業所（日本標準産業分類による「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」に属するものに限る。）

（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,500/6,605 （配布）郵送（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年10月15日現在 （系統）徳島県一福祉事業財団一報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年10月15日～11月15日

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 仕事と子育ての両立支援策の実施状況について、3. 妊娠中の従業員に対する配慮について、4. 育児休業制度について、5. 仕事と子育ての両立支援のための環境・雰囲気づくりについて、6. 子育て支援を行うことの効果について、7. 次世代育成支援対策推進法及び「一般事業主行動計画」について、8. 国・県等による企業への様々な支援制度について

※

【調査票名】 2－個人調査票

【調査対象】 （地域）徳島県全域 （単位）個人 （属性）事業所調査票対象企業の従業員

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/199,995 （配布）郵送（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年10月15日現在 （系統）徳島県一福祉事業財団一調査対象事業所一報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成22年10月15日～11月15日

【調査事項】 1. 報告者の属性、2. 次世代育成支援対策への取組みについて、3. 妊娠中の従業員に対する配慮について、4. 育児休業制度について、5. 仕事と子育ての両立支援のための環境・雰囲気づくりについて、6. 子育て支援を行うことの効果について、7. 子どもの数について、8. 結婚について

【調査名】 分譲マンション実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年8月25日

【実施機関】 埼玉県都市整備部住宅課

【目的】 埼玉県内の既存分譲マンションにおける管理組合の活動や運営並びに建物の維持・修繕の状況を調査分析し、既存マンションが抱える課題解決に向けた施策を展開するための基礎資料とする。

【調査の構成】 1-埼玉県分譲マンション実態調査（管理組合アンケート） 2-埼玉県分譲マンション実態調査（居住者アンケート）

※

【調査票名】 1-埼玉県分譲マンション実態調査（管理組合アンケート）

【調査対象】 （地域）埼玉県全域 （単位）管理組合 （属性）全既存分譲マンションの管理組合の理事長等 （抽出枠）民間のマンションデータサービス会社から購入したデータより抽出

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）5,400 （配布）郵送・調査員 （取集）郵送・調査員 （記入）自計 （把握時）平成22年9月21日～23年2月28日 （系統）埼玉県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年9月21日～23年2月28日

【調査事項】 1. マンション名称・所在地・分譲会社名・管理会社名、2. アンケート回答者、3. マンションの建物の完成年次・構造・階数・建物面積・延べ面積・敷地面積、4. 戸数・形態・主な間取り、5. 共用施設・付帯施設、6. 管理組合（有無・組合員等の数・総会の開催状況など）、7. 管理規約、8. 管理費及び修繕積立金、9. 日常管理の方法、10. 計画修繕等の取り組み、11. 建替えの取り組み、12. 防災の取り組み、13. マンション管理上のトラブル、14. その他（管理組合の活動状況など）

※

【調査票名】 2-埼玉県分譲マンション実態調査（居住者アンケート）

【調査対象】 （地域）埼玉県全域 （単位）世帯 （属性）分譲マンション居住者 （抽出枠）民間のマンションデータサービス会社から購入したデータから、地域・規模・建設時期などを考慮して抽出したマンションの居住者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,000/380,000 （配布）調査員 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年9月21日～23年2月28日 （系統）埼玉県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年9月21日～23年2月28日

【調査事項】 1. 所在・規模・最寄り駅・分譲主体・建築時期、2. 年齢・性別・家族

構成（人数）、3. 職業・所得額、4. 居住年数、5. 所有形態・使用方法、
6. 間取り、7. 設備、8. 維持管理（管理組合の活動状況、管理状況など）、
9. 建物の修繕や建替え、10. 地域との関わり、11. 入居決定の経緯、
12. 住居に対する意見（意識調査）

【調査名】 児童生徒歯科保健実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年8月26日

【実施機関】 千葉県健康福祉部健康づくり支援課

【目的】 本調査は、千葉県の歯科保健状況を把握し、今日まで行われてきた種々の対策の効果について検討を行い、「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」の推進及び「健康ちば21」の中間評価のための必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－千葉県児童生徒歯科保健実態調査票（小学校第1学年） 2－千葉県児童生徒歯科保健実態調査票（小学校第4学年） 3－千葉県児童生徒歯科保健実態調査票（中学校第1学年） 4－千葉県児童生徒歯科保健実態調査票（高等学校第1学年）

※

【調査票名】 1－千葉県児童生徒歯科保健実態調査票（小学校第1学年）

【調査対象】 （地域）千葉県全域 （単位）個人 （属性）千葉県内公立小学校第1学年児童（抽出枠）平成12年度及び平成17年度の児童生徒歯科保健実態調査

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）500／56,000 （配布）職員（収集）職員（記入）自計（把握時）調査票記入日現在（系統）千葉県－小学校－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5年）（実施期日）平成22年11月～12月17日

【調査事項】 1. 間食の摂取状況、2. 甘味飲料の摂取状況、3. 歯口清掃の状況、4. フッ化物の応用状況、5. 保健行動の状況、6. その他

※

【調査票名】 2－千葉県児童生徒歯科保健実態調査票（小学校第4学年）

【調査対象】 （地域）千葉県全域 （単位）個人 （属性）千葉県内公立小学校第4学年児童（抽出枠）平成12年度及び平成17年度の児童生徒歯科保健実態調査

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）600／58,000 （配布）職員（収集）職員（記入）自計（把握時）調査票記入日現在（系統）千葉県－小学校－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5年）（実施期日）平成22年11月～12月17日

【調査事項】 1. 間食の摂取状況、2. 甘味飲料の摂取状況、3. 歯口清掃の状況、4. フッ化物の応用状況、5. 保健行動の状況、6. その他

※

【調査票名】 3－千葉県児童生徒歯科保健実態調査票（中学校第1学年）

【調査対象】 （地域）千葉県全域 （単位）個人 （属性）千葉県内公立中学校第1学年生徒 （抽出枠）平成12年度及び平成17年度の児童生徒歯科保健実態調査

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）600／51,000 （配布）職員 （収集）職員 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）千葉県－中学校－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5年） （実施期日）平成22年11月～12月17日

【調査事項】 1. 間食の摂取状況、2. 甘味飲料の摂取状況、3. 歯口清掃の状況、4. フッ化物の応用状況、5. 保健行動の状況、6. その他

※

【調査票名】 4－千葉県児童生徒歯科保健実態調査票（高等学校第1学年）

【調査対象】 （地域）千葉県全域 （単位）個人 （属性）千葉県内公立高等学校第1学年生徒 （抽出枠）平成12年度及び平成17年度の児童生徒歯科保健実態調査

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）300／40,000 （配布）職員 （収集）職員 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）千葉県－高等学校－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5年） （実施期日）平成22年11月～12月17日

【調査事項】 1. 間食の摂取状況、2. 甘味飲料の摂取状況、3. 歯口清掃の状況、4. フッ化物の応用状況、5. 保健行動の状況、6. その他

【調査名】 1歳6か月児及び3歳児歯科保健アンケート調査(平成22年届出)

【受理年月日】 平成22年8月26日

【実施機関】 千葉県健康福祉部健康づくり支援課

【目的】 本調査は、千葉県の歯科保健状況を把握し、今日まで行われてきた種々の対策の効果について検討を行い、「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」の推進及び「健康ちば21」の中間評価のための必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-1歳6か月児及び3歳児歯科保健アンケート票

※

【調査票名】 1-1歳6か月児及び3歳児歯科保健アンケート票

【調査対象】 (地域)千葉県全域 (単位)個人 (属性)調査実施年の11月に市町村が行う1歳6か月児及び3歳児歯科健康診査を受診した幼児の保護者

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)9,000 (配布)職員 (取集)職員 (記入)併用 (把握時)調査票記入日現在 (系統)保健所設置市:千葉県一市一報告者、保健所設置市以外:千葉県一健康福祉センター(保健所)一市町村一報告者

【周期・期日】 (周期)不定期(原則として5年) (実施期日)平成22年11月～12月17日

【調査事項】 1. 歯口清掃の状況、2. 間食の摂取状況、3. フッ化物の塗布状況、4. 生活習慣の状況、5. 保護者の保健行動の状況、6. 摂食嚥下の状況、7. その他

(2) 変更

【調査名】 北九州市企業景況調査（平成22年届出・2回目）

【受理年月日】 平成22年8月2日

【実施機関】 北九州市産業経済局総務政策部産業政策課

【目的】 北九州地区の経済環境は、最近の各種経済指標によると、急速な悪化には歯止めがかかり、また、企業の景況感も下げ止まりつつある。

しかし、一方では設備投資の減少や個人消費の低迷、さらには雇用・所得環境が一段と悪化しており、依然として先行き不透明な状況が続いている。

この景気悪化の状態から脱却を図るには、内外需の回復を待つばかりではなく、地域経済の成長戦略を見据えた、力強い産業の育成や高い付加価値を生み出す産業の創出に取り組み、実体経済の回復を図ることが肝要であると考えます。

については、市内の景況を正確に把握し、今後の市の施策に活かすため、「北九州市企業景況調査」を実施するものである。

【調査の構成】 1－北九州市企業景況調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－北九州市企業景況調査 調査票

【調査対象】 （地域）北九州市全域 （単位）企業 （属性）北九州市内に本社がある企業で、実際に活動・営業している企業 （抽出枠）民間事業者が保有する企業情報

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000／8,000 （配布）郵送（取集）郵送 （記入）自計 （把握時）9月調査は調査実施年の7～9月、2月調査は調査実施年の1～3月 （系統）北九州市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年2回（9月、2月） （実施期日）9月上旬の10日間、2月下旬～3月上旬にかけての10日間

【調査事項】 1. 業況、2. 売上・収益・価格等の動き、3. 売上高・収益等の変化、4. 新規採用等の雇用状況、5. 景気の影響、6. 金融機関からの借入れ状況、7. セーフティネット保証について、8. 設備投資の動き、9. 経営上の問題点、10. 景気回復のために北九州市の施策に期待すること等

【調査名】 静岡市労働実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年8月4日

【実施機関】 静岡市商工部商業労政課

【目的】 静岡市の区域に所在する事業所の雇用・労働実態を把握し、労働行政を推進する基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 平成20年11月1日に庵原郡由比町が静岡市に合併したため、平成22年調査から、調査の対象範囲、報告を求める者を変更した。また、調査の方法について、郵送調査から郵送調査と調査員調査の併用に変更した。

【調査の構成】 1－静岡市労働実態調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更、報告を求める基準となる期日及び調査の実施期間の変更。

※

【調査票名】 1－静岡市労働実態調査票

【調査対象】 （地域）静岡市全域 （単位）事業所 （属性）平成18年事業所・企業統計調査における産業分類のうち、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」のうち宿泊業、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」を営む従業員5人以上の事業所 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,000／14,000 （配布）郵送 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成22年8月1日現在 （系統）配布：静岡市－報告者、回収：報告者－調査員－静岡市

【周期・期日】 （周期）不定期（おおむね3年ごと） （実施期日）平成22年9月1日～11月15日

【調査事項】 1. 事業所について、2. 従業員について、3. 勤務実態について、4. パートタイマーについて、5. 外国人労働者について

【調査名】 岐阜県輸出関係調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年8月12日

【実施機関】 岐阜県総合企画部統計課

【目的】 岐阜県内において製造された製品の輸出の実態を明らかにするための基礎資料を得ること。

【調査の構成】 1－岐阜県輸出関係調査 輸出調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－岐阜県輸出関係調査 輸出調査票

【調査対象】 （地域）岐阜県全域 （単位）事業所 （属性）工業統計調査の調査の範囲に含まれる事業所であって、従業者4人以上であり、かつ、製品又は半製品を原形のまま輸出しているもの（抽出枠）工業統計調査準備調査名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）350 （配布）調査員 （収集）調査員（記入）自計 （把握時）毎年12月31日現在 （系統）岐阜県－市町村－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年12月中旬～1月下旬

【調査事項】 1. 調査対象事業所に関する事項（1）調査対象事業所の名称及び所在地、（2）従業者数、（3）製造品出荷額、2. 輸出品に関する事項（1）直接輸出額とその輸出港別内訳及び取引先業態別内訳、（2）間接輸出額とその出荷先別内訳、（3）品目別輸出額とその輸出先地域別内訳

【調査名】 大阪府労働関係調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年8月18日

【実施機関】 大阪府商工労働部総合労働事務所

【目的】 大阪府内の民間事業所に働く労働者について、就業形態別に労働時間、年次有給休暇、時間外労働等、労働条件等の実態を把握し、労務改善のための基礎資料や労働関係諸機関等の施策の参考に資することを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成16年まで「基本的労働条件調査」として実施されていたが、平成17年に、調査事項を整理・充実を図るとともに、調査の名称を「大阪府労働関係調査」に変更し、現在に至っている。

【調査の構成】 1－平成22年度大阪府労働関係調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－平成22年度大阪府労働関係調査票

【調査対象】 （地域）大阪府内全域 （単位）事業所 （属性）「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する従業者規模30人以上の民営事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）6,000/23,661（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）毎年7月31日現在（系統）大阪府－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年9月中旬～10月10日

【調査事項】 1. 会社の規模（労働者数）、2. 労働組合の有無、3. 事業所の就業形態別労働者数（男女別・前年と比較した増減傾向）、4. 正社員への登用制度の有無（非正社員内訳）、5. 正社員への登用実績の有無（非正社員内訳）、6. 所定労働時間（就業形態別1日・1週・年間（計算））、7. 変形労働時間制の導入状況、8. 変形労働時間制の導入状況（正社員以外への導入状況・非正社員内訳）、9. 所定外労働時間（男女別・正社員・パートタイム労働者別：年間）、10. 労働時間等の課題について労使が話し合う機会の有無、11. 短時間勤務を選択できる制度の有無、12. 短時間勤務を選択できる制度の有無（制度を利用できるケース）、13. 週休制の実施形態（正社員・パートタイム労働者別）、14. 事業所の年間休日日数（正社員・パートタイム労働者別）、15. 年次有給休暇の付与人数・付与日数・取得日数（正社員・パートタイム労働者別）、16. 事業所における非正社員の雇用方針と理由、17. 正社員を増やすための課題

【調査名】 青森県県民健康・栄養調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年8月25日

【実施機関】 青森県健康福祉部保健衛生課

【目的】 青森県民の食生活や健康状態、健康に関する意識等を把握して、保健・医療施策の基礎資料を作成する。また、青森県健康増進計画「健康あおもり21」の最終評価のため、現状値を把握するために実施する。

【調査の構成】 1－栄養摂取状況調査票 2－身体状況調査票 3－歯科疾患実態調査票 4－生活習慣調査票

【備考】 今回の変更は、すべての調査票に係る報告を求める者及び調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－栄養摂取状況調査票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位）個人 （属性）青森県内在住の満1歳以上の住民 （抽出枠）平成17年国勢調査の調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,440/1,394,881 （配布）職員 （収集）職員 （記入）併用 （把握時）平成22年10月～11月の任意の平日1日 （系統）青森県－（保健所）－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成22年10月～11月

【調査事項】 1. 世帯状況（1）氏名、（2）性別、（3）生年月日、（4）妊娠（週数）・授乳の有無、（5）仕事の種類、（6）身体活動レベル、2. 食事状況（1）朝・昼・夕別の家庭食、（2）外食、（3）欠食の区別、3. 食物摂取状況調査（1日間）（1）料理名、（2）食品名、（3）使用量、（4）廃棄量、（5）世帯員ごとの案分比率

※

【調査票名】 2－身体状況調査票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位）個人 （属性）青森県内在住の満1歳以上の住民 （抽出枠）平成17年国勢調査の調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,440/1,394,881 （配布）職員 （収集）職員 （記入）他計 （把握時）平成22年10月～11月の任意の1日 （系統）青森県－（保健所）－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成22年10月～11月

【調査事項】 1. 身長（6歳以上）、2. 体重（6歳以上）、3. 腹囲（15歳以上）、4. 血圧（15歳以上）、5. 1日の歩行数（15歳以上）、6. 血液検査（20歳以上）（1）血色素量、（2）総コレステロール、（3）HDLコレステロール、（4）中性脂肪、（5）総たんぱく質、（6）血糖値、（7）HbA1c、（8）アルブミン、（9）血清鉄、（10）総鉄結合能、（11）GOT、

(12) GPT、(13) γ -GTP、(14) 尿酸、7. 問診 (20歳以上)
(1) 通院状況、(2) 服薬状況、(3) 運動

※

【調査票名】 3-歯科疾患実態調査票

【調査対象】 (地域) 青森県全域 (単位) 個人 (属性) 青森県内在住の満1歳以上の住民 (抽出枠) 平成17年国勢調査の調査区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,440/1,394,881 (配布) 職員 (収集) 職員 (記入) 他計 (把握時) 平成22年10月~11月の任意の1日 (系統) 青森県- (保健所) -報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成22年10月~11月

【調査事項】 1. 口腔診査 (1) 現在歯数 (健全歯数、う蝕歯数、未処置歯数、処置歯)、(2) 喪失歯数、(3) 補綴歯数、(4) 歯肉の状況 (5歳以上)、2. 問診 (1) 歯ブラシの使用状況、(2) フッ化物の塗布状況 (14歳以下)、(3) 顎関節の異常 (15歳以上)

※

【調査票名】 4-生活習慣調査票

【調査対象】 (地域) 青森県全域 (単位) 個人 (属性) 青森県内在住の満1歳以上の住民 (抽出枠) 平成17年国勢調査の調査区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,440/1,394,881 (配布) 職員 (収集) 職員 (記入) 自計 (把握時) 平成22年10月~11月の任意の平日1日 (系統) 青森県- (保健所) -報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成22年10月~11月

【調査事項】 1. 家族揃って食事をする回数 (1歳以上)、2. 週当たり朝食欠食回数 (1歳以上)、3. 遊びやスポーツの時間 (小・中学生)、4. 歯磨き指導の有無 (1歳以上)、5. 歯磨きの使用器具 (1歳以上)、6. 定期的な歯科受診の有無 (1歳以上)、7. たばこの健康影響意識 (中学生以上)、8. 1日の適正飲酒量 (20歳以上)、9. 糖尿病の既往歴 (20歳以上)、10. 喫煙状況 (20歳以上)、11. 飲酒状況 (20歳以上)、12. 他人への迷惑の意識 (60歳以上)、13. 外出の状況 (60歳以上)、14. 気分のゆううつ頻度 (60歳以上)

【調査名】 大阪市観光動向調査（平成22年届出・2回目）

【受理年月日】 平成22年8月27日

【実施機関】 大阪市ゆとりとみどり振興局総務部観光担当

【目的】 大阪市の観光集客力の向上に向けて、今後の施策展開を図るうえでの基礎的なデータ収集を行う。

【調査の構成】 1－大阪市観光動向調査票

【備考】 今回の変更は、調査周期を年1回から年3回に変更するものである。

※

【調査票名】 1－大阪市観光動向調査票

【調査対象】 （地域）大阪市全域 （単位）個人 （属性）指定の宿泊施設（25施設）に宿泊した個人 （抽出枠）調査期間内に指定の宿泊施設に宿泊した個人

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000 （配布）ホテルのフロントでチェックイン時に配布 （収集）チェックアウト時にフロントで回収 （記入）自計 （把握時）調査の実施期間内に調査票を配布した時点 （系統）大阪市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年3回 （実施期日）8月20日から2週間、11月13日頃から2週間、1月28日頃から4週間

【調査事項】 1. 性別、2. 年齢、3. 同伴人員、4. 訪問頻度、5. 出発地、6. 経由地、7. 宿泊日数、8. 宿泊理由、9. 訪問先、10. 旅行費用（総額、交通費、食費、宿泊費、ショッピング、土産物代、入場料・観劇料、雑費）、11. 大阪市のサービス水準・魅力評価、12. 事前情報、13. 大阪市への再訪希望